

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は新庁舎の完成引き渡し後に、執務室の運用の見直し等により実施する工事であるが、新庁舎開庁までに現庁舎からの移転等の執務環境の整備を行うためには、速やかに契約し工事を行う必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>「東光電気工事株式会社」は、今般完成した「岐阜県庁舎行政棟電気設備工事」の施工者である「東光・川北・ホクエー・杉浦特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）」の代表構成員である。</p> <p>「東光電気工事株式会社」はJVの代表構成員として、対象建築物の電気設備工事の中心的役割を担い、今回の施工部分を総合的に最もよく把握する者であり、本契約の目的を達することができるのは、この者しかない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。